

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110010	研究開発用排熱温度差発電設備の法定検査手続不要化	電気事業法第48条、第50条の2、第52条、第55条	電気事業法第48条の規定に基づき、事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行うときは、事前にその工事の計画を経済産業大臣に届けなければならない。 同法50条の2に基づき、同設置者は、同電気工作物に対し使用の開始前に自主検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う使用前安全管理審査を受審しなければならない。 同法52条の規定に基づき、同設置者は、同電気工作物のうち、定められた圧力以上の圧力が加えられる部分について溶解する場合は、その溶解についてその使用の開始前に溶解事業者検査を行いその結果を記録し、保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣の登録を受けた者が行う溶解安全管理審査を受審しなければならない。 同法55条の規定に基づき、特定電気工作物を設置する者は、定期に当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。また検査の実施に係る体制について経済産業大臣若しくは経済産業大臣の登録を受けた者が行う定期安全管理審査を受審しなければならない。	現行法で規定されている発電設備を設置した場合に必要な工事計画届出、安全管理審査について、排熱による温度差発電の研究開発及び技術開発を行うことを目的とした発電設備に限り、一定の要件を満たしている場合には、保安レベルを維持した上で、工事計画届出、使用前安全管理審査、溶解安全管理審査及び定期安全管理審査の受審を必要としない特別措置を設ける。	研究開発のための排熱による温度差発電設備に限り、電気事業法に基づく(工事計画の届出や安全管理審査の受審の対象としない)特別措置を設けることにより、排熱温度差発電に関する研究開発の円滑化及び促進を図る。 具体的には、発電設備を設置した場合に、現行法で必要な工事計画届出、安全管理審査について、保安レベルを維持した上で、これらの受審の対象としない特別措置を設ける。それにより、熱交換器やタービンなどを交換するための手続に費やす時間が不要となるため、研究開発時間の短縮が図られ、コストの削減、研究環境の向上につながる。 提案理由: 伊万里市では、持続可能な社会の形成を目指して、温度差発電の研究開発が盛んに行われており、本市としても、知的基盤の形成や地域経済の活性化に向けて取り組みを行っている。近年、環境問題が国際的課題となっており、未利用である排熱エネルギーの研究開発を促進させる必要があるが、現行法では電気事業法に基づく(工事計画の届出や安全管理審査の受審が必要となる)手続等に費やす時間も多大なものがある。そこで、本特別措置により手続等にかかる時間については、60分の程度大幅な時間短縮が見込め、コスト削減や研究開発の促進につながる。 代替措置: ・発電設備については、低温排熱による温度差発電設備であって研究開発の用に供するものに限定。 ・出力が100キロワット未満であること。 ・電線路により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 ・当該設備が電気事業法第30条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するための専門委員会が設立されること。	C		具体的な設備設置の計画が不明のため、現段階では判断できない。必要に応じ、排熱温度差発電の仕組み等について、詳細な資料を提示されたい。 なお、本件提案の諸言に直接関係するものではないが、特別措置により手続等に係る時間が60分の1程度になる根拠についても併せて示してほしい。		1004010	伊万里市、鶴ヶ森	佐賀県	経済産業省
110020	認定完成検査実施者が実施する変更工事の手続簡素化	高圧ガス保安法第14条 コンピナート等保安規則第14条	この軽微変更工事の範囲は、省令(コンピナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。 (1)高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじ)限量1ppm未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものの取替えに限る。 (2)ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじ)限量1ppm未満のガスが通るものを除く。 (3)ガス設備以外の変更工事 (4)高圧ガス設備の撤去工事 (5)試験研究施設の変更工事で大が認められたもの	現在、高圧ガス保安法及びコンピナート等保安規則により規定されている「軽微な変更の工事」の対象拡大を求める。	1 事業の実施内容 かつ茨城県保安等専門委員会による事前審査を受け、承認された者が実施する下記の工事について、新たに変更許可を必要としない「軽微な変更の工事」として取り扱うことを認める。 認定完成検査実施者であること 事業所の組織、保安管理システムにより事前評価を含む複雑な変更管理ができる者であること 上記要件を満たす者が実施する変更工事のうち、保安上の問題が生じないと考えられるもの(例示) ・増槽類の更新、熱交換器の更新、鏡管板等一部更新、配管の更新、計表補償の更新、ポンプの更新、圧縮機の更新等 ・予備設備の追加、ノズル出し、ベント弁・ドレン弁の追加、計表補償の変更等 2 提案理由 本事業実施(規制合理化)により、対象工事の事前チェックの重複(事業所+都道府県)が解消されるとともに、設計から完成検査まで一貫した変更管理や工期短縮、手続の簡便化等により工程管理が容易となり、コスト削減による競争力強化及び事前チェック体制の充実による保安レベルの向上が見込まれるため。	F	別添資料に軽微変更の拡大対象として提案されている内容について、技術的な観点からの検討が必要である。例えば、じ)限量1ppm未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えの範囲について、簡易な変更工事であるものは軽微変更の範囲に含めることとし、その具体例として配管の更新をあげているが、当該配管の範囲や適用される毒性ガスの範囲について、安全確保の観点から技術的な検討を行う必要がある。また、本提案において、軽微変更の拡大を認める事業者を茨城県保安等専門委員会において事前審査を行うことにより特定することとしているが、当該委員会において審査する項目についても、保安上の観点からその内容について検討が必要がある。したがって、これらの検討に当たっては、提案主体と相談しつつ、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を立ち上げ、技術的な調査・審議を行うこととする。 なお、当該調査・検討には新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとした。		1051010	茨城県、三菱化学㈱ 鹿島事業所、鹿島石油㈱鹿島製油所、JSR 鹿嶋製塩工場、鹿島硝子モーター㈱鹿島工場、旭硝子㈱鹿島工場	茨城県	経済産業省	
110030	高圧ガス設備における軽微変更届条件内の「じ)限量」規制を廃止	高圧ガス保安法第14条 コンピナート等保安規則第14条	この軽微変更工事の範囲は、省令(コンピナート等保安規則)において、以下のとおり規定されている。 (1)高圧ガス設備の取替え(特定設備及びじ)限量1ppm未満のガスが通るものを除き、大臣認定者が製造したものの取替えに限る。 (2)ガス設備の変更工事(高圧ガス設備及びじ)限量1ppm未満のガスが通るものを除く。 (3)ガス設備以外の変更工事 (4)高圧ガス設備の撤去工事 (5)試験研究施設の変更工事で大が認められたもの	コンピナート等保安規則(第十四条第一項第一号)で、じ)限量百万分の一未満のガスは軽微な変更の工事の対象から除外されている。これを「高圧ガス設備(特定設備及びじ)限量百万分の一未満のガスが通るものを除く」の取り替えることにより、「じ)限量百万分の一未満のガスが通るものを除く」の文言を削除し、軽微な変更の工事の対象とする。	軽微な変更の事は認定試験者(管類)の施工が条件であり、ガスの種類に関係なく(工事管理は十分である。 また、以下の理由により、「じ)限量」を判断基準に用いることは妥当ではない。 高圧ガス保安法では、可燃性ガス、毒性ガス等の分類に応じて技術上の基準が定められている。 「じ)限量」については、ACGIH(米国労働衛生専門)管会議 American Conference Governmental Industrial Hygienists)が勧告を行っている許容濃度値の TLV、TWA を採用しているが、この値は労働安全衛生上における勧告値であり、普通ではなく(逐次見直しが行われている。	F	添付資料に示された軽微変更届条件によれば、じ)限量1ppm未満のガス(毒性ガスの中でも特に毒性の強いガス)が通る高圧ガス設備の取替えについて認定試験者が施工した場合は、使用前の検査を全く行うことなく設備を使用できるスキームとなっていること、1ppm未満の毒性が強い毒性ガスについては、何らの代替措置なく、軽微な変更の工事によることで、使用前検査を全く行わずにその製造設備を確認させるといったことは保安確保上認められない。 しかしながら、例えば、県が保安専門委員会等を組織して事業所の事前審査を行い、その結果、保安上問題ないとして認められた事業所においては設備の使用前検査を自ら行えるようなスキームであれば検討の余地もあることから、必要に応じ、代替措置等について提案主体からの相談を受け、提案内容について技術的な検討をすることは可能である。 その場合は、高圧ガス保安に係る有識者によって構成される検討会等を設置して当該調査・検討を行う必要がある。新たな予算措置が必要となることから、平成20年度に開始することとし、同年度内に結論を得ることとした。 なお、同様の提案が他県(茨城県)から提案されており、さらには県の保安専門委員会による事前審査を含めたスキームでじ)限量1ppm未満のガスも対象として検討しているため、これを参考とすることもある。		1035030	大分コンピナート立地企業連絡協議会	大分県	経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
110040	技術の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の技術に係る基準の1号の特別を定める件(平成16年法務省告示第363号)	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しよとする場合は、従事しよとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻した大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しよとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	現在相互認証されている資格・試験以外の民間ベンダー資格などについても相互認証の対象となるよう、国内における考入方及び拡大に向けた整備を求め、新たに対象となった資格等を有する外国人について、在留資格「技術」において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。このようななか、情報産業等においてIT技術者が不足し、海外から優秀なIT技術者を確保しなくてはならない状況である。取力を求める企業では、技術者を雇用する際に民間ベンダー資格など様々な資格・試験を指標としており、相互認証されている国家資格以外のものも専門分野での能力を確認し得るといえることから、当地域において優秀な人材を幅広く確保するために、現在相互認証されている資格等を拡大し、新たに相互認証の対象となった資格等を有する外国人について、実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和することを求めるもの。	C	経済産業省では、1969年創設以来30年以上の歴史を持つ我が国の情報処理技術者試験の経験ノウハウを活用して、アジア各国(インド、シンガポール、中国、韓国、台湾)及びアメリカ、オーストラリア、ロシアの11ヶ国・地域への試験制度と相互認証を行っているところ。今後とも、相互認証国の拡大を図っていくこととしている。 情報処理技術者試験は、広く情報処理技術者を育成するため、情報技術の普及として知るべき管理や基礎となる技能など汎用性、普適性が高い知識・技能を問う試験である。他方、民間ベンダー資格は、ベンダーが、自社製品に精通した技術者を認定するための資格であり、特定のソフトウェアや技術等に特化した知識・技術のハルを問うものである。したがって、情報処理技術者試験と民間ベンダー資格・試験とは、その目的及び内容が異なるものであり、これらを国家試験間の相互認証の対象とすることは不可能。 なお、情報処理技術者試験と相互認証を行っている外国の国家資格・試験のうち法務大臣が告示で定める外国国家資格を有し、又は国家試験に合格している外国人については、情報処理技術に関する専門的・技術的知識等を有していること認められることから、当該学歴要件及び実務経験年数要件に関わりなく入国できることとなっている。		1093080	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
110050	自然エネルギー拡大における、電力の固定価格買取制度の導入	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)第3条-第5条	電気事業者(東京電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。	自然エネルギーの買取制度において、固定価格買取制度を導入して自然エネルギーの普及をすべきである。	温暖化対策として自然エネルギー(風力、太陽光、地熱、水力、バイオマス)の普及が求められている。日本も電気事業者による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法(RPS法)によって、電力会社などに一定割合の新エネルギー利用を義務付けた。しかし、設定した利用割合が低く、自然エネルギーの普及を停滞させている。現在は、風力発電事業の要望が電力会社の定める割合を超えており、協議で事業者を認定している。そこで、RPS法のように一定割合で自然エネルギーを受け入れるのではなく、自然エネルギーの普及が進むドイツが取り入れている「固定価格買取制度」を導入すべきである。「固定価格買取」とは、自然エネルギーを、発電手段別に一定の価格で全量買い取ることを義務付けている制度である。 風力発電などの自然エネルギーにも課題があり、出力が不安定で系統に影響を及ぼす可能性がある。そのため、系統整備の費用がかかる。ドイツは、それらの系統費用を電力会社ではなく、消費者に対して「送電費用」としての買い取り価格に上乗せすることで調達した。日本も、系統費用を消費者に負担させ、固定価格制度を導入して自然エネルギーを普及してほしい。	C	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、経済効果的に新エネルギーを導入するために、その発電に係る追加的なコストを電気の消費者が広く負担することを期待する制度である。その際、電気事業者の需要地と供給地は、地方公共団体の地域と関係なく存在するので、一定地域に限って固定価格買取制度とするとは困難。 仮に一部の地域に固定価格買取制度の導入を促進した場合、その導入促進に係る費用は他の地域を含めた消費者全体からの負担によってまかなわれるものとなり、不公平となる。 このため、当該提案は特区制度になじむものではない。		1105010	個人	神奈川県	経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	-輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地等その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) -輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け麻薬一第238号厚生労働省麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティヴァ・エル)であっても、テラヒドロカンナビノール以下(THC)という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、融雪、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣接して幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1038010	産業研究センター 株式会社研究センター「マ」	北海道	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	-輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地等その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) -輸入のけん、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け麻薬一第238号厚生労働省麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティヴァ・エル)であっても、テラヒドロカンナビノール以下(THC)という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案実現後の事業構想】 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクロップとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、融雪、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を隣接して幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1070010	株式会社グラスミール	長崎県	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一第38号厚生省業務局間麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」といふ。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に際してこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 [提案実現後の事業構想] 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にも貢献できる作物である。更には、雑農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を併設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1072010	株式会社日本ヘンプ	東京都	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一第38号厚生省業務局間麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」といふ。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に際してこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 [提案実現後の事業構想] 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にも貢献できる作物である。更には、雑農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を併設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1086010	KAYA	静岡県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一第38号厚生省業務局間麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」といふ。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に際してこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 [提案実現後の事業構想] 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にも貢献できる作物である。更には、雑農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を併設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1089010	(有)ジャパンエコロジープロダクション	東京都	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
110060	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)、「輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一38号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・L)であっても、テトラヒドロカンナビール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、THC成分が皆無である品種に限ってこの規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案実現後の事業構想】 木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地(北海道1万ha)の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、県に工場を誘致して幅広い工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1090010	岐阜県産業用麻協会	岐阜県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)、「輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一38号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え、また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減及びビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1090010	バイオマスタウン宮古島産業用大麻促進プロジェクト	沖縄県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)、「輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付付葉麻第一38号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・L)であっても、テトラヒドロカンナビール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大朝町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)による製前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかと思われたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の循環的機能を転換する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ない」と考えられる。歴史は繰り返す。事業を待つべきかもしれない。とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の原料の供給を担うことを計画している。幸いなどに「あずま」と呼ばれる鱧、いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいなかったため、種子は海外からの輸入になってしまいが、県の規制によって、次世代に広島歴史を受け継ぐ事業ができるのではないのは、非常にありがたいことである。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認めらる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約(千九百六十一年の麻薬に関する単一条約)において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1108010	有限会社イー・コア・プロジェクト	広島県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第38号厚生省業務局関係第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>[提案実現後の事業構想]</p> <p>木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>熊本県は量産型とイグサの産地であり、同時に量産に使う鑑糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培も盛んであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいるいる製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。		1109010	たしる屋	熊本県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第38号厚生省業務局関係第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>[提案実現後の事業構想]</p> <p>木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を併設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。		1110010	高知ヘンプユニオン	高知県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号) 輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付作業第一第38号厚生省業務局関係第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	学術上の分類は大麻(カンナビス・サティバ・エル)であっても、テトラヒドロカンナビオール(以下「THC」という。)の含有量が皆無である品種の大麻について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>[提案実現後の事業構想]</p> <p>木材、プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、バイオマス燃料への転換などが期待できる。また、硝酸性窒素のクリーニングクローブとして地下水の浄化作用にもっとも貢献できる作物である。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な次世代作物である。農業の振興に寄与するばかりでなく、畑に工場を併設して幅広く工業製品を製造することによって地域経済の活性化が可能である。</p>	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。		1111010	ヘンプリズム志国プロジェクト	愛媛県	厚生労働省 経済産業省